

一般小口資金

《融資対象》

① 中小企業者

資本金（出資額）

小売業・サービス業 5,000万円以下、卸売業 1億円以下、製造業その他 3億円以下
従業員

小売業 50人以下、卸売業・サービス業 100人以下、製造業その他 300人以下

上記の個人・会社で、町内に店舗、工場又は事務所を有し、中小企業信用保険法に定める特定事業を行うもの

② 中小企業団体

《融資条件》

① 融資限度額 1,250万円（既存の融資残高を含む）

② 資金使途 運転資金及び設備資金（土地を除く。）
※車の購入の場合は営業用車両が対象
（3・5・7ナンバーは対象外）

③ 融資期間

運転資金 6年以内（内据置6ヶ月以内） 設備資金 8年以内（内据置6ヶ月以内）

④ 融資利率 年2.2%（※変更される場合があります）

⑤ 返済方法 原則として分割返済

⑥ 保証人及び保証協会の保証を付けること。

申 込———取扱金融機関

申込期間———随時

取扱金融機関——町内金融機関（群馬銀行、桐生信用金庫、ぐんまみらい信用組合、東和銀行、高崎信用金庫、アイオー信用金庫）

利子補給及び保証料補助

町より支払い利息の20%以内の利子補給（4年間）

町及び県より保証料の補助あり、本人の負担あり

《小口資金の融資期間延長に係る特例措置》

※平成30年3月31日で廃止となりました。ただし、廃止後も売上減少等の要件を満たす場合の借換制度は継続して実施します。詳しくは下記の「◆借換制度について」をご参照ください。

◆借換制度について

・次の要件のいずれかに該当する場合には、現在利用中の制度融資の借換えが可能です。

①最近6ヶ月又は3ヶ月の売上高が、前年、2年前、3年前のいずれかの同期と比較して5%以上減少している

②最近6ヶ月又は3ヶ月の粗利益（売上総利益で、純売上高から売上製品製造原価又は商品仕入原価等を除いた額）が、前年、2年前、3年前のいずれかの同期と比較して5%以上減少している

③中小企業信用保険法第2条第5項第5号及び第6号に該当する旨の認定を市町村長から受けて、信用保証協会の経営安定関連保証（セーフティネット保証）を利用できる

小口資金申込みにあたっての留意事項

玉村町金融団
商 工 会
玉 村 町

1. 原則として町内で1年以上事業を継続して営んでいる中小企業者であること。
(経営・記帳指導を受けること)
2. 事務所の所在地について
 - (1) 個人事業者は、居住及び主たる事業所が町内にあること。
 - (2) 法人事業者は、本社又は主たる事業所が町内にあること。
3. 税金及び公共料金について
税金及び公共料金は完納していること。但し、国税・町税・公共料金(上下水道・町営住宅)は、分納誓約に基づき分割分納を認める。
 - ・ 添付証明書
(国税・・・納税証明書 [法人、個人ともに、その2])
(県税・・・納税証明書)
(町税・・・町県民税、固定資産税、法人税、国保税等の完納証明書)
4. 決算について
 - (1) 1年以上継続して事業を営んでいること。但し、事業開始日の特定できる書類を添付のこと。
 - (2) 売上げに対して借入過多でないこと。
長期運転資金(設備資金を除く)の借入金合計が今回借入額を含めて、年商の8割以下であること。
但し、特認申請書があった場合にはこの限りではない。
 - (3) 売上総利益があること。
 - (4) 経常利益を計上していること。但し、経常損失の場合は経営改善計画書の提出により特認を認める。
 - (5) 返済等の遅延がないこと。
5. 許認可について
許認可業種にあっては、その許可書の写しを提出すること。
6. 保証人について
保証人については、法人の場合1名(代表者)、個人の場合は必要なし。
7. 担保について
原則として無担保とする。但し、担保は必要に応じて徴求することができる。
8. 年齢について
個人事業者の融資の期間は、申請者が満80歳以前に償還が完了すること。
9. その他
 - (1) 審査会において、条件が付されたときは確約・実行すること。
 - (2) 申込みについて審査の結果、ご希望に添えない場合があります。

小口資金特認申請書

年 月 日

(あて先) 玉村町長

取扱金融機関

住 所

代表者氏名 _____ 印

小口資金申込人 _____ 様は、申込み基本資格に抵触しますが、下記の理由により取り上げに際しての懸念は無いものと判断されますので、特認扱いにてお取扱い戴きますようお願い申し上げます。

記

【基本資格】

売上げに対して借入過多でないこと。(長期運転資金《設備資金を除く》の借入金合計が、今回借入額を含めて年商の8割以下であること)

※申込人は借入過多の状況にありますが、下記申請理由の通り、企業実体に問題がないため特認対応を申請致します。

【申請理由】

借 換 要 件 確 認 票

(小口・小規模・設備支援・経営サポート・中小企業再生支援・緊急経営改善・再生支援) ※いずれかに○

利用者(企業)名							
住 所(所在地)							
代 表 者 氏 名		電話番号					
事 業 概 要	業種	年商	百万円	従業員数	人		

※1又は2のいずれか該当する番号に○を付すこと。

1 売上・粗利益要件

売 上 ・ 粗 利 益 対 比 表

(前 年)

(当 年)

(単位：千円)

年 月	売上金額	売上・仕入原価 等	粗利益	年 月	売上金額	売上・仕入原価 等	粗利益
年 月				年 月			
月				月			
月				月			
月				月			
月				月			
月				月			
合 計	A	ア	A-ア	合 計	B	イ	B-イ

☆売上減少割合 $(1 - (B) / (A)) = \underline{\hspace{2cm}} \%$

☆粗利益減少割合 $(1 - (B-イ) / (A-ア)) = \underline{\hspace{2cm}} \%$

2 経営安定関連保証(セーフティネット保証)要件

※(1)又は(2)のいずれか該当する番号に○を付すこと。

- (1) 5号要件 中小企業信用保険法第2条第5項第5号(業種関係)に該当する旨認定を受け、経営安定関連保証を利用できる者である
- (2) 6号要件 中小企業信用保険法第2条第5項第6号(破綻金融機関等との金融取引)に該当する旨認定を受け、経営安定関連保証を利用できる者である

上記内容について確認しました。 年 月 日

金融機関名

代表者名

(担当者名

印

)

【参 考】

信用保険の対象とならない業種(指定外業種)

農業
林業（素材生産業及び素材生産サービス業を除く）
漁業
金融・保険業（保険媒介代理業及び保険サービス業を除く）
サービス業のうち以下の業種 <ul style="list-style-type: none"> ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第7号及び第8号に規定する風俗営業（同項第7号に規定するまあじゃん屋及び第8号に規定するゲームセンターを除く）、同条第6項に規定する店舗型性風俗特殊営業（同項第4号及び第5号に規定するものを除く）及び同条第7項に規定する無店舗型性風俗特殊営業（同項第2号に規定するものを除く）並びに同条第8項に規定する映像送信型性風俗特殊営業 ・ 他に分類されないその他の生活関連サービス業のうち、易断所、観相業、相場案内業（けい線屋） ・ 競輪・競馬等の競走場、競技団 ・ 芸ぎ業（置屋及び検番を除く） ・ 娯楽に附帯するサービス業のうち、場外馬券売場、場外車券売場、競輪・競馬等予想業 ・ 情報サービス・調査業のうち、興信所（もっぱら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る） ・ 民営職業紹介業のうち、芸ぎ周旋業 ・ 他に分類されないその他の事業サービス業のうち、集金業、取立業、（公共料金又はこれに準ずるものに係るものを除く） ・ 政治・経済・文化団体 ・ 宗教

※上記以外の業種は、対象業種となります。

許認可等が必要な主な業種

業 種	許認可権者	業 種	許認可権者
食 料 品 製 造 業	県 知 事	一 般 廃 棄 物 処 理 業	市 町 村 長
食 料 品 販 売 業	県 知 事	産 業 廃 棄 物 処 理 業	県 知 事
飲 食 店 ・ 喫 茶 店	県 知 事	特 別 管 理 産 業 廃 棄 物 処 理 業	県 知 事
建 設 業	国 土 交 通 大 臣 又 は 県 知 事	有 料 職 業 紹 介 事 業	厚 生 労 働 大 臣
一 般 旅 客 自 動 車 運 送 事 業	国 土 交 通 大 臣	病 院 ・ 診 療 所 ・ 助 産 所	県 知 事
特 定 旅 客 自 動 車 運 送 事 業	国 土 交 通 大 臣	宅 地 建 物 取 引 業	国 土 交 通 大 臣 又 は 県 知 事
一 般 貨 物 自 動 車 運 送 事 業	国 土 交 通 大 臣	酒 類 製 造 業	税 務 署 長

特定貨物自動車運送事業	国土交通大臣	酒母・もろみ製造業	税務署長
旅館業	県知事又は市長	酒類販売業	税務署長
古物営業	県公安委員会	第1種高圧ガス製造業	県知事
薬局	県知事	液化石油ガス販売業	経済産業大臣又は県知事
医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造販売業	県知事	労働者派遣事業	厚生労働大臣
		家畜商	県知事
医薬品・医薬部外品・化粧品・医療機器製造業	厚生労働大臣又は県知事	浄化槽清掃業	市町村長
		興行場(映画館・劇場)	県知事
医薬品販売業	県知事	浴場業	県知事
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器販売業	県知事	測量業	国土交通大臣
		砂利採取業	県知事
高度管理医療機器・特定保守管理医療機器賃貸業	県知事	採石業	県知事
		建築士事務所	県知事
医薬機器修理業	厚生労働大臣	電気工事業	経済産業大臣又は県知事
揮発油販売業	経済産業大臣	自動車分解整備事業	地方運輸局長
揮発油特定加工業	経済産業大臣	軽油特定加工業	経済産業大臣

中小企業者の範囲

資本金又は従業員数の**いずれか**が次の区分に該当する方です。

区 分	資 本 金	従 業 員 数	うち小規模企業者
製 造 業・その他	3億円以下	300人以下	20人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下	5人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下	5人以下

※特例 以下の4業種については、資本金又は従業員数の**いずれか**が次の区分に該当すれば中小企業者となります。

	業 種	資 本 金	従 業 員 数
1	ゴム製品製造業（自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く）	3億円以下	900人以下
2	ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
3	情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
4	旅館業	5,000万円以下	200人以下

・対象業種は、中小企業信用保険法に規定する、信用保険対象業種(風俗営業等を除く)です。

特別小口資金

《融資対象》

① 小規模企業者

従業員20人（商業又はサービス業は5人）以下の会社及び個人

② 事業協同小組合であって、特定事業を行うもの

③ 特定事業を行う企業組合又は協同組合で従業員が20人以下のもの

《融資条件》

① 融資限度額 1,250万円（既存の融資残高を含む）

② 資金用途 運転資金及び設備資金（土地を除く。）
※車の購入の場合は営業用車両が対象
（3・5・7ナンバーは対象外）

③ 融資期間

運転資金 6年以内（内据置6ヶ月以内）

設備資金 8年以内（内据置6ヶ月以内）

④ 融資利率 年2.2%（※変更される場合があります）

⑤ 返済方法 原則として分割返済

⑥ 保証協会の保証を付けること（保証人は不要）

- ・ 既に保証協会の保証（この資金の保証を除きます）を利用している場合、またいわゆる赤字経営の場合は利用することができません
- ・ この資金は、他の信用保証付き制度と併用することはできません

申 込———取扱金融機関

申込期間———随時

取扱金融機関——町内金融機関（群馬銀行、桐生信用金庫、ぐんまみらい信用組合、東和銀行、高崎信用金庫、アイオー信用金庫）

利子補給及び保証料補助

町より支払い利息の20%以内の利子補給（4年間）

町及び県より保証料の補助あり、本人の負担あり

利子補給

次の制度資金をご利用の方に、町から支払った利息について、補助があります。ただし、いずれの制度資金の利子補給も町税（町民税、固定資産税等）に未納がある場合は、補助できませんので、ご注意ください。

◎小口資金 制度説明参照

◎中小企業設備支援資金

補助率・・・支払い利息の20%以内

補助期間・・・貸付年度より7年間

申請・・・町長の指定する日までに、経済産業課商工労働係（玉村町勤労者センター内）へ申請

◎商工貯蓄共済融資

補助率・・・支払い利息の20%以内

補助期間・・・貸付年度より4年間

申請・・・町長の指定する日までに、経済産業課商工労働係（玉村町勤労者センター内）へ申請

経営サポート資金保証料補助

中小企業者の経営の安定や業況の回復を図るため、群馬県では経営サポート資金融資制度が実施されています。町でも中小企業者への支援として、経営サポート資金の融資を受ける際に下記のとおり保証料の補助を行います。

《補助金について》

- ① 対象者 町内の中小企業者（個人事業者も含む）
- ② 対象期間 平成20年12月25日（告示日）～令和6年3月31日までに支払った信用保証料
- ③ 補助率 1/2（千円未満切捨て）
- ④ 限度額 融資額 4,000万円までの保証料の1/2を限度とします
※融資額は、平成20年からの累計
- ⑤ 融資の種類 群馬県経営サポート資金 ※すべてのタイプを対象とします
- ⑥ 申請方法 融資決定後、役場経済産業課商工労働係（玉村町勤労者センター内）へ申請
- ⑦ 申請期限 令和6年3月31日

《留意事項》

- 融資の実行日が、平成20年12月24日以前及び令和6年4月1日以降のものは、補助対象外です。
- 保証料を分割支払した場合は、支払った保証料の1/2とします。
- 繰り上げ償還等を行い、保証料の一部が返戻された場合は、該当する部分の補助金を返納していただくことになります。

玉村町創業者融資保証料補助及び利子補給

新規に玉村町内へ創業する際の、町内活性化及び雇用の促進を目的とした補助・補給制度です。

《対象者》

玉村町内で創業するための資金（借換資金は除きます。）を次の融資制度を利用して融資を受けた法人又は個人で、次のすべての要件に該当する方。

《融資制度》

①群馬県が実施する融資制度

（例：創業者・再チャレンジ支援資金）※町独自の融資制度はありません。

②政府系金融機関が実施する融資制度

（例：新規開業資金、女性、若者／シニア起業家支援資金（日本政策金融公庫））

③民間金融機関が実施する上記①・②の創業資金の標準的な条件に準じるもので町長が認めた融資制度

《該当要件》

①創業するために融資を受けた時点で、新たに創業する者又は創業後1年未満の者であること

②玉村町内に新たに主たる事業所（並びに法人の場合は本店も）を設置し、町内で引き続き事業を営んでいること

③法令に基づく許認可等を必要とする事業を営もうとする者は、当該許認可等に係る登録、届出等を行っていること

④市町村税を完納していること。

《補助・補給内容》

①保証料補助：対象となる融資に係る信用保証協会に支払った信用保証料の1／2を補助

②利子補給：対象となる融資を受けた日から4年間の支払利子を補給

（返済期日の遅延による利子は、利子補給の対象になりません）

《申請方法》

経済産業課商工労働係（玉村町勤労者センター内）へ申請

《申請期間》

認定申請書の提出：融資を受けた日から2か月以内

交付申請書の提出：毎年2月末までに申請が必要

※制度資金・利子補給について、不明な点、相談等ありましたら、

玉村町勤労者センター内

経済産業課商工労働係（TEL 65-7144）へお問い合わせ下さい。